



佐賀県公報

平成17年
7月25日
(月曜日)
第12634号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○消防法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更

(四一二・消防防災課) 一

○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施

(四一三・畜産課) 一

○平成十七年度木材業者の登録

(四一四・林業課) 二

公告

○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施

(消防防災課) 三

○国土調査法に基づく地籍調査成果の認証

(土地対策課) 三

○ "

(") 四

公安委員会事項

○駐車監視員資格者講習の実施

(公告) 四

○ 告示

●佐賀県告示第四百十二号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の八第二項及び同法第七十条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、財団法人消防試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成十七年七月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 変更後の主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関二丁目四番二号

三 変更年月日

平成十七年八月一日

●佐賀県告示第四百十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十七年七月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 検査実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(一) 対象家畜

鶏(採卵鶏及び種鶏に限る。)

(二) 実施範囲

県内で採卵鶏及び種鶏を千羽以上飼養する農場のうち十五農場

四 実施の期日

平成十七年八月八日から平成十七年九月十六日まで

五 検査の方法

血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)

その他必要な検査(ウイルス分離等)

六 その他

(一) 検査対象農場については、管轄する家畜保健衛生所長が無作為に抽出し、

指定した農場とする。

(二) 検査の日程その他検査の詳細については、管轄する家畜保健衛生所長か

ら別途通知する。

◎佐賀県告示第四百十四号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）
第五条第一項の規定により、平成十七年度木材業者を次のとおり登録した。

平成十七年七月二十五日

佐賀県知事 古川 康

木 材 業 者

登録 番号	登 録 年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木武 第24号	平成17年 7月15日	杵島郡山内町大字大野9413番地	浦川林業	浦川 喜孝

○ 公 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり行います。

平成17年7月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 受講対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、講習を受ける必要があります。

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年を経過しない者
- (2) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者で、危険物取扱者免状の交付を受けた日又はこの講習を受けた日から2年以上を経過したもの

2 期日及び場所

期 日	場 所	所 在 地
平成17年9月1日	武雄市文化会館 ミーティングホール	武雄市武雄町
平成17年9月6日	アバンセ(どんどんの森)ホール	佐賀市天神
平成17年9月8日	伊万里市民センター 文化ギャラリー	伊万里市松島町
平成17年9月14日	武雄市文化会館 ミーティングホール	武雄市武雄町
平成17年9月16日	JAZZリーソナリス 第1研修室	鳥栖市神辺町
平成17年9月21日	唐津市文化体育館 文化ホール	唐津市和多田
平成17年9月28日	JAZZリーソナリス 第1研修室	鳥栖市神辺町
平成17年9月30日	アバンセ(どんどんの森)ホール	佐賀市天神

注 講習時間は、午後1時から午後4時まで(受付は、午後0時30分から午後1時まで)です。

3 講習内容

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 受講手続

(1) 受講申込期間

平成17年8月1日(月)から平成17年8月19日(金)までに申し込んでください。ただし、郵送の場合は、平成17年8月19日(金)の消印があるものまで受け付けます。

(2) 受講申込方法

佐賀県危険物安全協会、各地区危険物安全協会及び県内各消防本部(消防署)で配布する受講申請書に必要事項を記載し、受講手数料として4,700円分の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県危険物安全協会(郵便番号840-0843 佐賀市川原町8番27号 佐賀県石油協同組合内)へ提出してください。

5 その他

講習に関する詳細については、佐賀県危険物安全協会(電話 0952-22-7337)にお問い合わせください。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。

平成17年7月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 調査を行った者の名称
七山村

2 調査を行った時期

平成15年7月1日から平成17年3月17日まで

3 成果の名称

七山村の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

七山村大字荒川の一部

- 5 認証年月日
平成17年7月25日
- 国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。
- 平成17年7月25日
- 佐賀県知事 古川 康
- 1 調査を行った者の名称
白石町
 - 2 調査を行った時期
平成15年7月29日から平成17年3月25日まで
 - 3 成果の名称
白石町の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
白石町大字深浦の一部
 - 5 認証年月日
平成17年7月25日

○ 公安委員会事項

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施します。

平成17年7月25日

佐賀県公安委員会
委員長 藤 寛

1 駐車監視員資格者講習の目的
放置車両の確認及び標章の取付け等の確認事務を適正に行うために必要な知識及び技能の修得

2 駐車監視員資格者講習の対象者
駐車監視員の資格を取得しようとする者

3 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日
ア 講習
平成17年9月5日(月)及び平成17年9月6日(火)の2日間(両日とも午前9時から午後5時まで)

イ 修了審査

平成17年9月13日(火)(午前9時から正午まで)

なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いずれも午前8時30分から午前8時55分までとします。

(2) 場所

佐賀県佐賀市天神二丁目1番36号
はがくれ荘

4 駐車監視員資格者講習の内容及び方法

(1) 駐車監視員資格者講習

講習内容	講習時間(時間)
1 目 交通警察総説	1
2 目 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	2
4 目 放置車両の確認に必要な基礎知識	4
2 目 放置車両の確認に必要な基礎知識	2
4 目 放置車両確認等の実施要領等	4
1 目 基本的な心構え及び職務倫理	1
2日間合計 14	

(2) 修了審査

次のとおり筆記試験により行います。

- ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。
 - イ 配点は1問につき2点とする。
 - ウ 90点以上の者を合格とする。
- 5 受講手続等

(1) 受講の申込期間

公示の日から平成17年8月26日(金)までの午前9時から午後5時まで。
ただし、この期間の土曜日及び日曜日は除きます。

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

受講申込書の提出先

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部交通部交通指導課

なお、郵送による申込みは受け付けません。

(3) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

1通

イ 写真

1枚(講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル×横2.4センチメートルのもの)

(4) 受講手数料の金額、納入時期及び納入方法

ア 受講手数料の金額

19,000円

イ 受講手数料の納入時期

駐車監視員資格者講習受講申込書提出時

ウ 受講手数料の納入方法

佐賀県収入証紙を駐車監視員資格者講習受講申込書にはり付けて納入してください。

なお、受講手数料を納入した者が受講しない場合も、既に納入された

受講手数料は返還できません。

6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了考査後

(2) 方法

修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

7 駐車監視員資格者講習に関する問い合わせ先

その他講習の詳細については、佐賀県警察本部交通部交通指導課(電話0952-24-1111 内線5992～5994)に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十七年七月二十五日印刷及び発行

印刷所 毎週月水金曜日
株式会社 古川総合印刷